

# 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育無償化実施時期

令和元年10月1日

# ①幼稚園、保育所、認定こども園等

## ■無償化の対象

○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料を無償化する。

\* 新制度の対象とならない幼稚園は、新制度の利用者負担上限額（月額2.57万円）を上限として無償化

\* 地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も無償化

○上記の施設を利用する、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化。

\* 住民税非課税世帯以外は、これまでどおりの利用料を徴収

## ①幼稚園、保育所、認定こども園等

### ■無償化の対象期間

- 幼稚園や認定こども園1号認定の子どもは、満3歳になった日から小学校入学前までが無償化の対象。
- 認定こども園2号認定子どもや保育所、幼稚園の預かり保育を利用する子どもは、満3歳となった後の最初の4月から小学校入学前までが対象。

### ■対象とならない経費

- 通園送迎費、食材料費、行事費などについては、保護者の負担。

# ①幼稚園、保育所、認定こども園等

## ■ 食材料費について

○保育所・認定こども園の2号認定の子どもについては、新たに副食費が自己負担となる。(無償化される保育料を超えない想定)

	幼稚園・認定こども園 1号認定 (3歳以上)	保育所・認定こども園等 2号認定 (3歳以上)	3号認定 (3歳未満)
保育料無償化前	主食費 (ご飯代) 副食費 (おかず代、おやつ代)	保育料とは別途請求 保育料に含む (別途請求しない)	保育料に含む (別途請求しない)
令和元年10月			
保育料無償化後	主食費 (ご飯代) 副食費 (おかず代、おやつ代)	これまでどおり別途請求 <b>新たに別途請求 (保育料の無償化後、この費用のみ別途請求)</b>	これまでどおり別途請求しない

※生活保護世帯・ひとり親世帯等について、新制度園における公定価格内での副食費の免除を継続するほか、免除対象を年収360万円未満相当の世帯へも拡大する。また、あわせて、新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図る。

## ①幼稚園、保育所、認定こども園等

### 給食費の徴収金額について

#### ■千葉市公立保育所の給食費

○主食費 持参

○副食費(おかず代、おやつ代) 月額5,160円を徴収

$258円 \times 20日 = 5,160円$

(おかず代193円＋おやつ代65円＝258円)

※1号児童は月額3,470円

#### ■千葉市民間保育園等の給食費

各園の主食費、副食費の実費相当分を徴収

## ②幼稚園の預かり保育

### ■無償化の対象

○幼稚園の預かり保育を利用する子ども(3~5歳)については、「保育の必要性の認定」を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、利用日数に応じて月額最大1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

\* 認定こども園1号認定子どもの預かり保育も含む。

\* 住民税非課税世帯の満3歳児で、満3歳になった後の最初の3月31日までの間については、月額最大1.63万円となる。

○預かり利用料の計算は、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(月額最大1.13万円)と、実際に支払った利用実績額を毎月ごとに比較して、少ない方の額を支給額とする。

## ②幼稚園の預かり保育

○現在の支援法における、認定こども園・保育所の保育の必要性の認定(2号認定)のほか、2号認定の基準と同等の、無償化給付のための保育の必要性に係る新たな認定のいずれかを取得した場合が対象。

### ③認可外保育施設等

#### ■無償化の対象

○「保育の必要性の認定」を受けた3歳から5歳の子どもを対象に、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化する。

※0～2歳までの非課税世帯については月額4.2万円まで

(参考)認可外保育施設とは

- ・一般的な認可外保育施設
- ・地方自治体独自の認証保育施設
- ・ベビーホテル
- ・ベビーシッター
- ・認可外の事業所内保育施設 等



### ③認可外保育施設等

○認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とし、複数サービスを組み合わせて利用する場合も上限額の範囲内で無償化の対象とする。

\* 0歳から2歳までの子どもについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもを対象とし、認可保育所における保育料の全国平均額(月額4.2万円)までの利用料を無償化する。

### ③認可外保育施設等

○無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。

\*ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

\* 猶予期間については、各市町村の判断により条例で短縮することが可能。

本市では、保育の質の確保のため条例で猶予期間を1年間に短縮

【猶予期間を設ける理由】

- ・利用者、事業者への周知期間を確保するため。
- ・認可外保育施設(ベビーシッターを含む。)が基準を満たしているかを確認するため。
- ・認可外保育施設(ベビーシッターを含む。)が基準を満たすための期間(ベビーシッターの研修受講等)を確保するため。
- ・基準を満たさない市外の認可外保育施設を利用する者が、認可施設等への転所等を検討及び認可施設等への入所手続きを行う期間を確保するため。

### ③認可外保育施設等

#### ○ 条例の概要

・基準 国の定める基準と同一

・猶予期間 1年間(令和元年10月1日～令和2年9月30日)

#### 【国の定める基準】

項目		認可外保育施設 ※	(参考)認可施設
必要施設	乳児室	○(1.65㎡/人)	○(1.65㎡/人)
	ほふく室		○(3.30㎡/人)
	保育室		○(1.98㎡/人)
必要職員	配置基準	0歳 3:1 1・2歳 6:1 3歳 20:1 4・5歳 30:1	同左
	資格	有資格者(1/3以上)	有資格者(全員)
ベビーシッター		研修要件有(新設)	研修要件有
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室は、採光及び換気が確保されていること。</li> <li>・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。など</li> </ul>	

※国の定める基準 = 現行の認可外保育施設指導監督基準 = 本市の条例で定める基準

### ③認可外保育施設等

○幼稚園が預かり保育を実施していない場合や実施時間等が少ない場合(預かり保育の提供時間数が平日8時間未満又は年間日数が200日未満のいずれか)には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、無償化の対象とする。

\* その場合の認可外保育施設等の無償化の上限額は、幼稚園の預かり保育に係る無償化上限月額1.13万円から、預かり保育に係る無償化給付の支給額を控除した額。

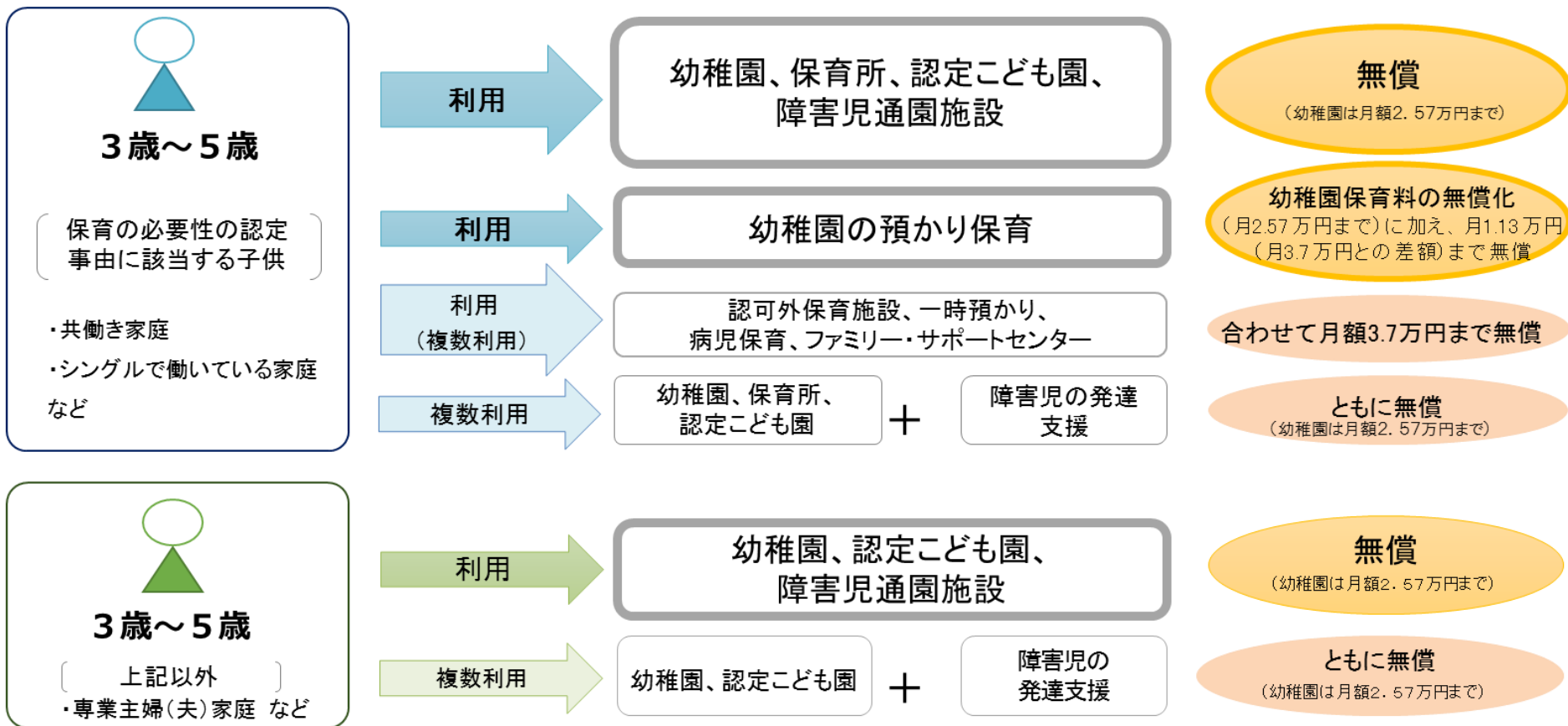
\* 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後最初の3月31日までにあるものは上限月額1.63万円。

## ④就学前の障害児の発達支援

○就学前の障害児については、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の予備保育所等訪問支援を行う事業、並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する。

○また、幼稚園、保育所または認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。

## 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ（例）



住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。(猶予期間については、各市町村の判断により条例で短縮することが可能。)

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。